

神戸市産休等代替職員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため長期間に亘って継続する休暇を必要とする場合において、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に雇用するとき、市がその所要経費を負担することにより、職員の母体の保護又は専心療養の保障を図るとともに、施設における児童等の処遇を確保することを目的とした産休等代替職員制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童福祉施設等の職員 別表に掲げる施設に常勤（定数内）として勤務する職員をいう。
- (2) 産休等職員 児童福祉施設等の職員のうち出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため8日以上療養を必要とする者で、第5条第2号の休業期間中、就業規則若しくは労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の全額の支給を受けるものをいう。
- (3) 産休等代替職員 産休等職員の職務を臨時に行う者をいう。

(産休等代替職員の雇用期間)

第3条 児童福祉施設等の長（その者が雇用の権限を有しないときは、その権限を有する者）は、当該児童福祉施設等の産休等職員の職務を行わせるため、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間を限度として産休等代替職員を臨時的に雇用するものとする。

- (1) 児童福祉施設等の職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。）
その職員の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から産後8週間を経過する日までの期間（出産日は、産前に含む。）

- (2) 児童福祉施設等の職員が傷病のため8日以上継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。）

その職員が休暇を開始して7日を経過した日から、休暇を開始して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間

(産休等代替職員の雇用順序)

第4条 児童福祉施設等の長が行う産休等代替職員の雇用は、次の各号に掲げる順序に従い行うものとし、雇用にあたっては、健康診断書を徴する等健康状態に留意するものとする。

- (1) 雇用しようとする職種に必要な資格を有する者
- (2) 前号に定める有資格者を得られない特別の理由があると市長が認めた場合においては、児童等の保護に従事したことがある者又は保育士試験の科目の一部に合格した者等で児童等の保護に熱意を有し、かつ、心身ともに健全なもの

(雇用の承認申請)

第5条 児童福祉施設等の長は、産休等代替職員を雇用しようとする場合においては、産休等代替職員雇用承認申請書（様式第1号）に次項に規定する書類を添えて、第3項に規定する日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の添付書類は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産休の場合 妊娠証明書、就業規則、本人の願出書及び雇入通知書の写し
- (2) 病休の場合 医師の診断書（原則として産休等職員が当該傷病のため、継続して診療を受けている医療機関の医師によるものとする。）、就業規則、本人の願出書及び雇入通知書の写し

3 第1項の期限は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産休の場合 雇用しようとする日の2ヶ月前の日
- (2) 病休の場合 雇用しようとする日の10日前の日

(雇用の承認)

第6条 市長は、前条の申請書類を審査し、適当と認めるときは、産休等代替職員雇用承認

通知書（様式第 2 号）を当該児童福祉施設等の長に送付するものとする。

（届出義務）

第 7 条 産休等代替職員の雇用の承認を受けた児童福祉施設等の長は、その雇用期間中に産休等職員の雇用関係がなくなったとき若しくは産休等職員が就業したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、その事実があった日から雇用承認を取り消すものとする。

（市の負担経費等）

第 8 条 市は、その雇用の承認を行った産休等代替職員に係る費用として、国が定める産休等代替保育士等の保育単価の日額単価に、その産休等代替職員がその雇用予定期間の範囲内において児童福祉施設等に勤務した日数を乗じて得た額を、その雇用の承認をした児童福祉施設等に対して負担するものとする

2 第 6 条の承認を受けた児童福祉施設等の長は、その雇用期間経過後、産休等代替職員費交付申請書（様式第 3 号）と次項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の添付書類は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

（1）産休の場合 賃金台帳及び出産証明書の写し

病休の場合 賃金台帳及び退院を証するものの写し

（2）産休等代替職員及び産休等職員の出勤簿の写し

（3）産休等代替職員及び産休等職員の賃金台帳等給与支払い状況が確認できるものの写し

4 市長は、前 2 項の書類を審査し、相当と認めるときは、産休等代替職員費補助金交付決定通知書（様式第 4 号）を当該児童福祉施設等の長に送付するものとする。

5 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、会計規則第 42 条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この要綱は、昭和52年3月23日から施行し、この要綱中病休に係る規定は、昭和51年4月1日から適用する。

(産休代替職員制度実施要項の廃止)

第2条 神戸市産休代替職員制度実施要項（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この要綱施行前に旧要綱の規定に基づいてした、産休代替職員の登録の申込、雇用承認申請及び雇用の承認その他の行為は、この要綱に相当する規定があるときは、この要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、昭和54年5月31日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

(関係要綱の廃止)

第2条 民間社会福祉施設病代替職員費助成制度実施要項（昭和52年3月23日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年1月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この要綱施行前に旧要綱の規定に基づいてした、産休代替職員の雇用承認申請及び雇用の承認その他の行為は、この要綱に相当する規定があるときは、この要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 (第2条関係)

施 設 種 別	保育所、幼保連携型認定こども園、一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設
------------------	--

様式第1号(第5条関係)

※ 第 号		産 休 等 代 替 職 員 雇 用 承 認 申 請 書					
産休等 を取得 する職 員	氏 名	年 月 日 生 歳					
	出産予定日 (病休開始日)	年 月 日	職種名		傷病名		
産休等 代替職 員	氏 名	年 月 日 生 歳					
	住 所					性 別	男・女
	雇用する職種			資格取得年月日			
	資格の有無	有 ・ 無	(有資格者の場合)→	登録されている ・ 登録されていない			
	雇用予定期間	ア 産休の場合 出産予定日(年 月 日)の 週間前の日(年 月 日) から 産後 週間を経過する日までの期間 イ 病休の場合 病休開始後 日目(年 月 日) から 病休開始後 日目(年 月 日) までの期間 (日間) (注意) この期間内において、産休等の職員との雇用関係がなくなった時又は産休等職員が勤務を開始した時は、その前日まで					
	上記のとおり就職することを承諾いたします						
		年 月 日		氏名			
申請日の属する月の始めの施設の状況		入所定員	入所人員	保育士	調理員	その他	職員合計
上記のとおり産休等代替職員を雇用いたしたく申請いたします							
年 月 日							
神戸市長 宛							
所在地							
施設名							
代表者氏名							

※ 添付書類

(産休の場合): 妊娠証明書、就業規則、産休職員の休暇願出書、代替職員の雇入通知書及び履歴書

(病休の場合): 診断書、就業規則、病休職員の休暇願出書、代替職員の雇入通知書及び履歴書

様式第3号(第8条関係)

産休等代替職員費補助金交付申請書

年 月 日第 号で雇用のありました産休等代替職員の雇用期間が経過しましたので、神戸市産休等代替職員制度実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日
神戸市長様

所在地
施設名
代表者氏名

申請金額				千				円
------	--	--	--	---	--	--	--	---

産代職 休等 替員	氏名	年 月 日生 歳			職種				
	住所					性別	男・女		
産 職 休 員 等	氏名	年 月 日生 歳		職種			傷病名		
	出 予 定 産 日	年 月 日		出 産 日	年 月 日		病休開始日	年 月 日	
賃 金 請 求 金 額 算 定 内 訳		ア 産休の場合			イ 病休の場合				
	市長承認の雇用 予定期間 ①	出産予定日(年 月 日)の 週間前の日(年 月 日) から産後 週間を経過する日まで			病休開始後 日目(年 月 日)から病休開始後 日目 (年 月 日)までの期間(日間)				
	施設が実際に雇 用した期間 ②	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日から 年 月 日まで				
	費用負担の対象 となる期間 ③	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日から 年 月 日まで				
	期間中施設に勤 務した日数 ④	日			日				
	賃金日額 ⑤	円			円				
請求金額 ⑤ × ④	円			円					

- (備考) 1 産休等代替職員及び産休等職員の出勤簿の写しを添付すること。
2 産休の場合：賃金台帳及び出産証明書の写しを添付すること。
3 病休の場合：賃金台帳及び退院を証するものの写しを添付すること。

債権者登録有の場合 債権者登録番号：
債権者登録無の場合 下記に口座情報を記入

振込口座	銀行名		支店名	
	種別		口座番号	
	名義(カナ)			



様式第4号（第8条関係）

（公印省略）
第 号
年 月 日

様

神戸市長

産休等代替職員補助金交付決定通知書

みだしの件について、下記のとおり決定しましたので、神戸市産休等代替職員制度実施要綱第8条の規定に基づき通知いたします。

記

1 補助金
円

2 代替職員
(の代替)

3 補助対象期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで